

渡良瀬遊水地の
ラムサール条約湿地登録に関する要望書

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所内

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

代表 楠 通 昭

平成22年10月1日

環境大臣 松本 龍 殿

国土交通大臣 馬淵 澄夫 殿

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所内

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

代表 楠 通 昭



渡良瀬遊水池のラムサール条約湿地登録に関する要望書

1 要望の趣旨

今般ラムサール条約湿地の潜在候補地に選定された渡良瀬遊水池について、従来の河川法に基づく遊水池の管理の枠組みと今春策定された渡良瀬遊水池湿地保全再生・基本計画を保全の法的担保とする国際的に重要な湿地として、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議までにラムサール条約湿地に登録するため、ラムサール条約事務局へ登録進達の手続を取られるよう要望致します。

2 要望の理由

昨日、環境省よりラムサール条約湿地候補地検討会の検討の結果選定された172か所のラムサール条約湿地の潜在候補地が公表され、そのひとつに渡良瀬遊水池が選定されました。渡良瀬遊水池は、栃木、茨城、群馬、埼玉の4県にまたがり、小山市はじめ、栃木市、野木町、古河市、板倉町、加須市の4市2町に所在する日本最大の遊水池です。本州以南最大のヨシ原を擁する関東地方を代表する低層湿原であり、トネハナヤスリ、タチスミレ等環境省レッドリスト掲載種約50種を含む700種の植物が生育し、昆虫、鳥類の数多くの絶滅危惧種が生息しています。また、チュウヒをはじめとする猛禽類の日本有数の越冬地で、8月下旬から9月上旬にかけては南方に渡るツバメ類が10万羽

も飛来するという、日本を代表する生物多様性のホットスポットの一つです。

渡良瀬遊水地は、従来河川区域として国土交通省によって管理されてきましたが、国土交通省利根川上流河川事務所が設置した渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会が平成22年3月に渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画を策定しており、今後、遊水地本来の機能である治水と生物多様性に恵まれた湿地生態系の保全・再生を両立させたモデル事業が実施され、ラムサール条約の目指す湿地の賢明な利用が実現されていくこととなります。

平成22年10月には名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)が開催され、生物多様性の損失を食い止めるための緊急行動や戦略、数値目標を定めたポスト2010年目標が採択されることが予定されています。このCBD-COP10を前に9月の国連総会では、世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、2020年までの10年間で「国連生物多様性の10年」と定めて多様性保全に国際社会が連携して取り組むとする内容の決議の採択を日本政府が提案致しました。

このように世界をあげて生物多様性の損失を食い止めるための取り組みを進める時期に、わが国において今までの河川行政の大きな転換点となる治水と両立した先駆的な湿地生態系の保全・再生事業が行われようとしている渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録される意義は極めて大きく、また、地元自治体にとっても、地域の宝である渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されて世界の宝となることは、環境の時代の地域振興に大きく貢献するものと期待されます。

わが国では、ラムサール条約湿地に登録されるために、国際基準を充たすほか、保全の法的担保と地元の賛意が求められてきました。保全の法的担保については、従来環境省の所管する自然保護に関する法律に基づく保護区指定とされてきましたが、潜在候補地が172か所も選定された今、条約湿地登録を促進していくためには、自然保護に関する法律に基づく保護区指定に限らず、これと同等に十全な湿地の管理が期待できる法的枠組みが備わっている湿地については、保全の法的担保を充たすものとし積極的に登録していく必要があります。

渡良瀬遊水地においては、従来の河川法に基づく河川区域としての管理に加え、湿地保全・再生基本計画が策定され、将来河川法に基づいて利根川水系河川整備計画が策定される際には、渡良瀬遊水地の湿地生態系の保全と再生が位置づけられることが予定されており、十分保全の法的担保が備わっていると言えます。

また、地元4市2町においても、渡良瀬遊水地を条約湿地に登録していこうとの機運は盛り上がりつつあり、当会が小山市議会に対し行った、平成24年

に開催されるラムサール条約第11回締約国会議までにラムサール条約事務局へ登録進達の手続を求める意見書の採択と内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣への意見書提出を求める陳情は、この9月の議会で採択されました。残り3市2町に対しても12月議会には陳情、請願を行って地元の賛意を公にしていきたいと考えております。

このように時宜を得て登録に向けた条件が備わり、生物多様性の宝庫である渡良瀬遊水地を、生物多様性の重要性が飛躍的に高まりつつある正にこの時期に条約湿地に登録されたく、上記要望の趣旨のとおり要望致します。